

# 国における公会計改革の動向

まつい しんすけ  
決算委員会調査室 松井 新介

## はじめに

国における公会計の整備は、平成 15 年 6 月に財政制度等審議会が「公会計に関する基本的考え方」を取りまとめたのを一つの契機に大きく進展してきた。特に、貸借対照表など企業会計の考え方をういた財務書類については、「省庁別財務書類」や「国の財務書類」など順次整備が進められ、一通り出そろったとされる<sup>1</sup>。

このように財務書類の整備が進んできたこともあり、公会計をめぐる議論においては、企業会計の考え方をういた財務書類に関心が集まっているが、広義における公会計とは、予算・決算制度を始めとする公共部門の会計制度全般を含むものであり、近年の公会計整備に当たっても、その内容は財務書類の整備にはとどまらない。このほかにも、予算書・決算書の表示科目の在り方や単式記帳で行われている国の会計の記録整理の在り方など、その検討対象は多岐にわたっている。特に、平成 20 年度予算において実施されることとなっている予算書・決算書の表示科目の見直しは、従来から指摘されていた点について抜本的な見直しを図るものであり、今後の行政運営に非常に大きなインパクトを与えるものと考えられる。

本稿では、公会計の整備が求められた背景とともに、これまでに整備が進められてきた企業会計の考え方をういた財務書類及び予算書・決算書の表示科目の見直しについて、その概要を紹介する。

## 1. 公会計改革の必要性

企業会計の主たる目的が株主や債権者などの利害関係者への財務状況の報告にあるのに対し、公会計においては、強制的に徴収する税の使途を納税者の代表で構成される議会の事前統制に置くとともに、予算に従った適切な執行を確認することに主眼が置かれてきた。我が国における国の会計についても、予算を通して事前の資金配分を明確にして、これを国会の議決の下に置くとともに、その執行の結果を決算として事後的に整理し、国会に提出することとされている。このように議会による事前統制や執行管理が中心となってきた公会計では、その客観性や分かりやすさから現金ベースで会計情報が提供されている。財政民主主義の観点から公会計に求められるこの役割については、今後ともその重要性に変化はなく、予算書・決算書における現金ベースの会計情報も不可欠なものと考えられる。

このような伝統的な役割に加え、行政活動の多様化や財政状況の悪化、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方<sup>2</sup>などを背景として、資産・負債の状況の開示を始め

とする一層の説明責任の履行や、予算執行の効率化を図るために有意義な会計情報の提供など、公会計に求められる役割が拡大している。このような変化を踏まえた現代の公会計の目的については、「公会計に関する基本的考え方」において、(1)議会による財政活動の民主的統制、(2)財政状況等に関する情報開示と説明責任の履行、(3)財政活動効率化・適正化のための財務情報の提供、の3点に整理されている。このような公会計の目的に照らした場合、従来からの予算書・決算書が提供する会計情報は、目的(1)には対応するものの、(a)ストックとしての国の資産・負債に関する情報が不十分、あるいは(b)予算執行の状況が分かるのみで、当該年度に費用認識すべき行政コストなどが明らかにならない、といった点が指摘されるなど、目的(2)及び(3)の要請には十分に応えられるものとはなっておらず、それを補足すべき会計情報の整備が求められてきたところである<sup>3</sup>。

この種の会計情報については、「公会計に関する基本的考え方」が取りまとめられる以前から、資産や負債といったストック情報の把握やコスト情報の把握に適した企業会計の考え方をうけ、「国の貸借対照表(試案)」「(12年に作成基準取りまとめ、10年度決算分より公表)や「特殊法人等の行政コスト計算書」(13年に作成基準取りまとめ、12年度決算分より公表)といった取組が行われていたが、「公会計に関する基本的考え方」では、その取組の更なる強化・充実を図るべきだとされ、具体的には省庁別のフローとストックの財務書類の作成が提言された。加えて、現在の予算書・決算書についても、透明性や事後評価との連携等の観点から課題が指摘されており、その表示科目の見直しなどが提言されている。

なお、「公会計に関する基本的考え方」以前の国における公会計に関する取組について見ると、「国の貸借対照表(試案)」が民間有識者から構成される「財政事情の説明手法に関する勉強会」によるものであったのに対して、「特殊法人等の行政コスト計算書」が財政制度等審議会といったように、個別に検討が行われ対応がなされるという状況にあり、国全体の財政資金の流れを総合的に明らかにするという観点からは十分ではなかった。「公会計に関する基本的考え方」は、このような当時の状況を踏まえ、公会計に関する諸問題を総合的に議論するため財政制度等審議会に設置された公会計基本小委員会における議論の結果として取りまとめられたものであり、現時点から振り返った場合、それまで個別に行われていた公会計に関する取組について総合的な観点から検討を行い、公会計の意義・目的を整理した上で、「省庁別財務書類」の作成などの方向性を示したことの意義は大きかったものと考えられる<sup>4</sup>。

## 2. 企業会計の考え方をういた財務書類

～「省庁別財務書類」及び「国の財務書類」～

### (1) 概要

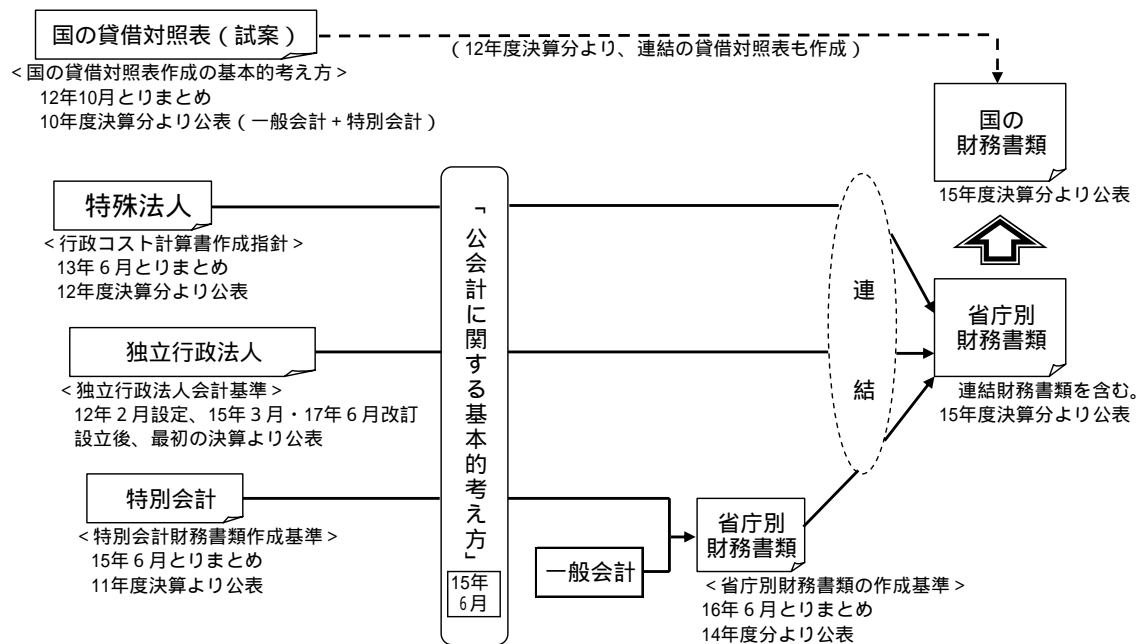
「公会計に関する基本的考え方」では、省庁別のフローとストックの財務書類の作成が提言されるとともに、我が国全体の財政状況に関する財務報告の充実が課題として掲げられていたが、前者は「省庁別財務書類」、後者は「国の財務書類」として結実

することになる（図表1参照）。

まず、「公会計に関する基本的考え方」を受けた財政制度等審議会における検討を経て、平成16年6月、省庁別財務書類の作成基準等を内容とする「省庁別財務書類の作成について」が取りまとめられた。省庁別財務書類とは、一般会計と特別会計を通じて各省庁が所管する部分の財務状況等を明らかにするため、企業会計の考え方をを用いて作成されるものであり、その体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額計算書、区分別収支計算書の4表及び附属明細書とされている。作成に当たっては、一般会計省庁別財務書類及び特別会計財務書類を作成した上で、これらの財務書類を合算して省庁別財務書類が作成される。省庁別財務書類は、15年度決算分が17年4月、16年度決算分が18年3月、17年度決算分が19年3月にそれぞれ公表され、各省庁のホームページ等で参照することが可能となっている。

「国の財務書類」は、省庁別財務書類の計数を基礎として、省庁間の債権債務等を相殺消去した上で合算することにより作成されるものであり、「国の財務書類（一般会計・特別会計）」、「一般会計財務書類」、「連結財務書類」から構成されている。また、各財務書類の体系は、省庁別財務書類と同様、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書の4表及び附属明細書である。国全体の財務情報については、12年以降、「国の貸借対照表（試案）」が公表されていたが、「国の財務書類」の公表により、貸借対照表により提供されていたストック情報に加え、新たに作成される業務費用計算書や区分別収支計算書によりフロー情報も提供されることとなった。「国の財務書類」は、15年度決算分が17年9月、16年度決算分が18年8月にそれぞれ公表され、財務省のホームページ等で参照することが可能となっている。

図表1 企業会計の考え方をういた財務書類の整備状況



（出所）財務省資料（一部修正）

なお、「省庁別財務書類」や「国の財務書類」は、歳入歳出決算及び国有財産台帳の計数に基づき作成されるものであり、企業会計の場合のように会計帳簿から直接作成されているわけではなく、現行の決算書等の計数を加工しているほか、推計された計数に基づいて作成されている点には留意が必要である。

以下、各財務書類の体系となっている4表の概要を紹介する。

#### ア 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにするものであり、「資産の部」、「負債の部」、「資産・負債差額の部」から構成される。企業会計の場合、「資産・負債差額の部」は「資本の部」とされるのが一般的であるが、国の会計においては、株式の発行といった資本取引が行われていないことなどから企業会計と同様の位置付けを与えることは適当ではないこと、また、資産及び負債の差額について積極的な位置付けを必ずしも見出しにくいと考えられることなどから、「資産・負債差額の部」として整理されている<sup>5</sup>。

なお、「国の財務書類（平成16年度）」（図表2）によれば、16年度末の資産・負債差額は約276兆円のマイナスとなっているが、本表の資産には、道路や河川等といった公共用財産のように、売却を想定できないものも含まれており、将来の国民負担となる額が約276兆円に止まると考えることができないという点には留意が必要である<sup>6</sup>。

#### イ 業務費用計算書

業務費用計算書は、各省庁の業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的とし、各省庁の業務実施に伴い当該年度に発生した費用を発生主義により認識し、その内容について形態別を基本とした表示科目で示すものである。

企業会計の場合、当期の経営成績及び処分可能利益について、その額及び発生原因を明らかにすること等を目的として損益計算書が作成されているが、国の場合、強制的に徴収された税収等を配分するものであり利潤獲得を予定していないなど、企業会計と同様の損益計算書を作成することは適当ではないことから、費用の発生状況に焦点を当てたものとなっている。

なお、業務費用計算書は、資産・負債差額の減少要因のうち、業務実施に伴い発生した費用を表示した書類であり、末尾に記載される「本年度業務費用合計」は、「資産・負債差額増減計算書」の「本年度業務費用合計」に対応する（図表2参照）<sup>7</sup>。

#### ウ 資産・負債差額増減計算書

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示するものである。業務費用計算書では、業務実施に伴い発生した費用及び損失のみが計上され、財源や資産評価差額など、貸借対照表の資産・負債差額の増減要因のすべては計上されていないため、前年度末の貸借対照表と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の連動を図ることを目的として作成される。

なお、資産・負債差額増減計算書の末尾に記載される本年度末資産・負債差額は、貸借対照表の「資産・負債差額の部」に連動する（図表2参照）。

図表2 平成16年度国の財務書類（一般会計・特別会計）の概要

貸借対照表				(単位：十億円)			
	前年度	16年度	増減		前年度	16年度	増減
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	42,198	33,283	8,915	未払金等	9,548	9,338	210
有価証券	70,563	79,759	9,195	賞与引当金	332	333	0
未収金等	17,226	16,520	706	政府短期証券	70,638	63,466	7,172
貸付金	289,912	275,878	14,033	公債	508,218	581,698	73,479
運用寄託金	54,203	71,693	17,489	借入金	20,173	21,552	1,378
貸倒引当金	2,408	2,304	104	預託金	162,620	123,993	38,627
有形固定資産	175,971	178,370	2,398	責任準備金	9,277	9,373	95
国有財産(公共用財産除く)	41,910	41,511	398	公的年金預り金	143,131	144,446	1,314
公共用財産	131,153	134,131	2,977	退職給付引当金	16,319	16,425	106
物品	2,908	2,727	180	その他の負債	6,377	6,199	177
無形固定資産	228	256	28	負債合計	946,639	976,827	30,188
出資金	36,613	41,733	5,120	<資産・負債差額の部>			
その他の資産	5,775	5,077	697	資産・負債差額	256,353	276,558	20,204
資産合計	690,285	700,268	9,983	負債及び資産・負債差額合計	690,285	700,268	9,983

業務費用計算書				資産・負債差額増減計算書			
	前年度	16年度	増減		前年度	16年度	増減
人件費	4,628	4,557	70	前年度末資産・負債差額	247,817	256,353	8,535
退職給付引当金等繰入額	934	1,175	240	本年度業務費用合計(A)	122,862	123,327	465
厚生年金保険給付費	20,971	21,666	695	財源合計(B)	99,687	102,264	2,577
基礎年金給付費	11,073	11,811	738	租税等財源	45,369	48,102	2,733
その他の社会保障費	12,201	11,516	684	その他の財源	54,318	54,161	156
公的年金預り金増加額	63	1,314	1,250	資産評価差額等	536	6,393	5,856
補助金等	25,222	25,183	39	公的年金再計算差額	18,590	-	18,590
委託費等	3,262	3,188	73	その他資産・負債差額の増減	3,415	7,251	10,667
地方交付税交付金等	19,769	19,293	476	本年度末資産・負債差額	256,353	276,558	20,204
運営費交付金	816	2,788	1,971	(参考)(A)+(B)	23,174	21,063	2,111
庁費等	2,178	2,092	86				
公債事務取扱費	164	175	10				
減価償却費	4,437	4,443	6				
貸倒引当金繰入額等	1,038	1,088	50				
利払費	10,362	9,662	699				
資産処分損益	334	168	166				
出資金等評価損	811	587	223				
その他の業務費用	4,589	2,612	1,976				
本年度業務費用合計	122,862	123,327	465				

区分別収支計算書			
	前年度	16年度	増減
業務収支(A)	6,577	13,089	6,511
財源	135,020	139,971	4,950
業務支出	141,598	153,061	11,462
財務収支(B)	37,778	60,358	22,579
公債発行等収入	193,245	225,122	31,877
公債償還等支出	155,466	164,764	9,298
本年度収支(A)+(B)	31,200	47,268	16,067
資金への繰入等	7,636	7,157	478
資金残高等	18,634	6,827	25,462
本年度末現金・預金残高	42,198	33,283	8,915

(出所)「国の財務書類(平成16年度)」より作成

## エ 区分別収支計算書

区分別収支計算書は、財政資金の流れを区分別に明らかにするものである。企業会計において現金及び現金同等物の増減を示すために作成されているキャッシュフロー計算書と同様、区分別収支計算書も現金及び現金同等物の増減を示す財務書類である。国の会計では、法定の決算書により現金収支の状況は明らかになっているが、決算書における組織及び目的別の表示区分では分かりにくいとの観点から、区分別収支計算書において区分別に表示することとされている。

区分別収支計算書における区分は、将来の負担となる資金調達及び返済に関する収支である「財務収支」、及び「財務収支」を除いた実質的な業務に関する収支である「業務収支」の二区分である。「業務収支」は、「財源」及び「業務支出」から構成され、「財源」は税金等、「業務支出」は人件費、庁費、補助金等が計上される。「財務収支」には、公債発行等による資金調達並びにこれらの返済に係る収支が計上される。

なお、区分収支計算書の末尾に記載される本年度末現金・預金残高は、貸借対照表上の「現金・預金」と一致する（図表2参照）。

## （2）財務書類の有効活用に向けた課題

### ア 活用方法の拡充

これらの財務書類については、マクロ面及びミクロ面からの活用が期待される<sup>8</sup>。

マクロ面の活用については、決算委員会を始めとして国会における審議において「国の財務書類」の計数を用いた質疑が行われているほか<sup>9</sup>、政府資産・債務の管理に当たっても、「国の財務書類」の貸借対照表が活用されている。また、今後、財務書類の作成が積み重ねられることにより、経年変化の分析が可能になるなど、その活用方法が広がるものと考えられる。

これに対して、各省庁単位や政策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化に向けたミクロ面での活用については、現時点では限界があると指摘されている<sup>10</sup>。「省庁別財務書類の作成について」では、「省庁別財務書類において開示される財務情報を、さらに個別事業・施策等单位に細分化していくことで、個別事業・施策等に関する財務情報を開示することが可能となる」とされているものの、実際には、省庁別財務書類の作成の基礎となる予算書・決算書の表示区分が各省庁の政策とは結びついていないため、政策・施策単位レベルのコスト情報を開示することが困難となっている。このため、ミクロ面での活用のためには、次節で紹介する予算書・決算書の表示区分の見直しを待つ必要があり、「省庁別財務書類の作成について」においても、政策・施策単位のコスト表示については予算書・決算書の表示区分の検討結果を踏まえ、見直しを行う必要があるとされている。この点については、予算書・決算書の表示区分の見直しが行われる20年度予算以降の議論の焦点の一つになるものと考えられる。

### イ 公表時期の早期化

省庁別財務書類や国の財務書類は、会計帳簿から直接作成されているわけではなく、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数に基づき作成されるものであることは前述の

とおりである。このため、これら財務書類は歳入歳出決算の計数の確定を待って作成されることとなり、その公表時期は決算の国会への提出時期から大幅に遅れている。第 166 回国会において是認された 17 年度決算を例にとると、決算の国会への提出が 18 年 11 月 21 日であったのに対し、省庁別財務書類の公表は 19 年 3 月 31 日であり、国の財務書類に至っては 19 年 7 月末時点でいまだ公表されていない<sup>11</sup>。財政状況等に関する情報開示と説明責任の履行という財務書類作成の目的、また、前年度決算の内容を翌年度予算へ反映させるという観点からは、これら財務書類についてもより早期に公表されることが望ましい。

もっとも、現在のように歳入歳出決算の数値を加工して財務書類を作成する以上、両者の間にタイムラグが生じることは不可避であり、財務書類の早期公表に当たっては、東京都のように歳入歳出決算とあわせて財務書類が同時に作成されるシステムを導入することが必要と考えられる。18 年 6 月に財政制度等審議会が取りまとめた「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」においても、こうしたシステムの導入について、「東京都の事例も参考にしつつ、導入する際のコストとメリットについて十分比較衡量を行いながら、検討を行っていくべきである」とされており、検証の結果が待たれている。なお、参議院決算委員会では、各年度決算の審査を通して明らかになった課題について措置要求決議を行い、政府に対し是正・改善の措置を要求しているが、平成 17 年度決算審査措置要求決議では、「政府は、その重要性にかんがみ、「国の財務書類」等を早期に公表できるよう、財務書類を速やかに作成するためのシステムの導入について検討を進めるべきである」としている<sup>12</sup>。

### 3. 予算書・決算書の表示科目の見直し

#### (1) 経緯

「公会計に関する基本的考え方」では、予算書・決算書の表示科目について、(1)表示科目が政策の内容と必ずしも結びついておらず、政策に対応した予算額が分かりにくい、(2)政策評価と予算の項目が対応していないため、事後の評価になじみにくい、との問題点が指摘され、「予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、(中略)政府部内で早急に検討を進めるべきである」とされた。また、予算書・決算書の表示科目と政策との結びつきが希薄であるため、政策ごとのコスト情報の把握が困難となっており、政策単位レベルでの財政活動の効率化・適正化の観点から財務書類を活用するに当たって限界が生じていることは前述のとおりである。

その後、毎年度の「基本方針」や財政制度等審議会の「建議」等において方向性が示されるなど、政府部内において精力的に検討が重ねられた結果、20 年度予算において表示科目の抜本的な見直しが行われることになった(図表 3 参照)。

#### (2) 見直しの内容

今回の見直しは、「経済財政改革の基本方針 2007」に記されたとおり、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示

図表3 予算書・決算書の表示科目の見直しに関する議論の経緯

	財政制度等審議会	基本方針
平成19年度	平成20年度予算編成の基本的考え方について (平19.6.6) 【P D C Aサイクルの機能強化】 さらに、予算書、決算書について、財政の透明性の向上を図るとともに、P D C Aサイクルをより機能させ、予算の一層の効率化を図る観点から、その表示科目と政策評価における政策とを原則として対応させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化をさらに進める方向で見直しを行い、平成20年度予算から実施すべきである。	経済財政改革の基本方針2007 (平19.6.19閣議決定) 【予算制度改革】 (5) 予算書・決算書の見直し 政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成20年度予算から実施する。
平成18年度	平成19年度予算の編成等に関する建議 (平18.11.22) 【公会計情報の一層の充実・活用】 また、予算書、決算書については、その表示科目を政策評価における「施策」程度の括りとして一致させることにより、予算・決算と政策評価の連携強化を更に進めていく方向で見直しが行われているが、本年度中に検討・検証を終え、平成20年度予算を目的に実施すべきである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (平18.7.7 閣議決定) 【予算制度改革】 また、施策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目的に実施する。
平成17年度	平成18年度予算の編成等に関する建議 (平17.11.21) 【公会計の活用】 また、予算書、決算書については、その表示科目を「施策」単位とすることによって政策評価と予算の連携強化をさらに進めていく方向で見直しが行われているが、平成18年度までに結論を得るべく、引き続き検討・検証を進めるべきである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005 (平17.6.21 閣議決定) 【予算制度改革】 政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算と成果を評価できるように、予算書、決算書の見直しを行う。平成20年度予算を目的に完全実施することを目指し、平成18年度までに実務的検証を完了させる。
平成16年度	平成17年度予算の編成等に関する建議 (平16.11.19) 【公会計の充実】 また、予算の明確性の向上を図り、事後の評価を可能とする方向で、予算書、決算書の表示科目について、引き続き検討を進めるべきである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004 (平16.6.4 閣議決定) 【予算制度改革の本格化】 政策毎に予算と決算に結びつけ、予算と成果を評価できるように、予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。

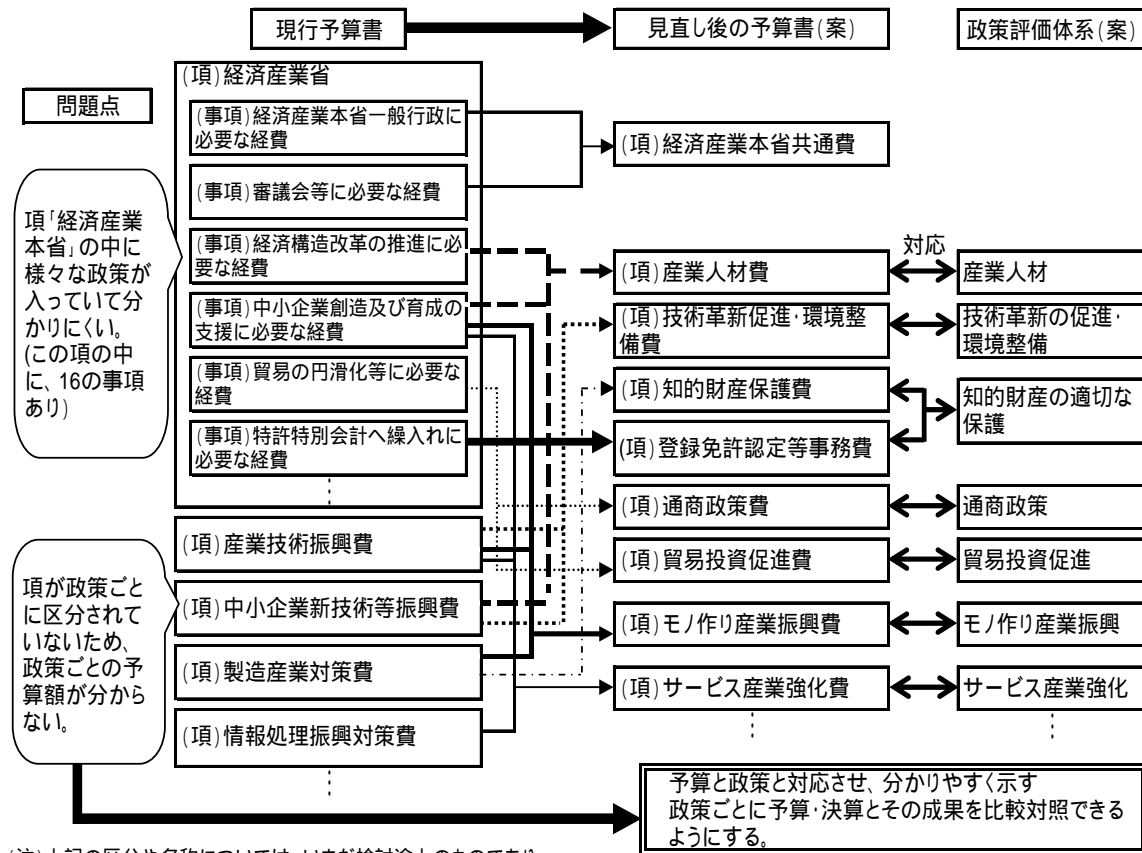
(出所) 各資料より作成

科目の単位(項・事項)と政策評価の単位とを対応させる等の見直しを行うものである。現在の予算書・決算書の表示科目には、一つの項の中に様々な政策経費が含まれている、あるいは項が政策ごとに区分されていないため政策ごとの予算額が示されていないなど分かりにくいとの問題点があったが、今回の見直しでは、予算を政策と対応させて分かりやすく示すとともに、政策ごとに予算・決算を比較対照することを可能にして政策の事後評価を容易にすることが目的とされている(図表4参照)。

ここで表示科目と対応することとなる「政策」とは、政策評価体系上の基本単位である「施策」とされる。講学上、「政策(狭義)-施策-事務事業」に区分される政策評価体系のうち「施策」とは、特定の行政課題に対応するための基本的方針である「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるものであり、各府省が実施している政策評価も「施策」単位で実施されている。今後、予算書・決算書の表示科目が「施策」に対応することにより、政策評価の結果が予算にどのように反映されているかなど、予算・決算と政策評価との関連性が明確になるとともに、現在の省庁別財務書類では開示することが困難となっていた政策単位レベルでのコスト開示が可能になり、企業会計の考え方をういた財務書類のミクロ面での活用が促進されることが期待される。



図表4 予算書・決算書の表示科目の見直しのイメージ(経済産業省の例)



(注) 上記の区分や名称については、いまだ検討途上のものであり、今後の検討の過程で修正が行われる可能性がある。

(出所) 財務省資料

なお、今回の見直しに当たっては、表示科目の見直しとともに、決算書の記載内容の見直しを行い、予算書と決算書の内容を対応させることとされている。現在、国会の議決の対象となる歳入歳出予算及び歳入歳出決算については同一の科目の表示となっているものの、その添付書類の記載については、「事項」の有無など内容が異なっているが、今後は、添付書類についても同一の項目について記載がなされることになり、予算書・決算書の一層の対照が可能になる見通しである。

おわりに ～提供される会計情報の有効活用に向けて～

15年6月の「公会計に関する基本的考え方」の取りまとめを契機として進められてきた公会計整備は、「省庁別財務書類」や「国の財務書類」といった企業会計の考え方をういた財務書類の作成や20年度予算で行われる予算書・決算書の表示科目の見直しという成果に結びついた。もっとも、公会計の整備は、単に財政情報の一層の開示を目的にするにとどまらず、財政活動の効率化・適正化に資する財政情報の提供、当該情報の予算編成過程等での活用による財政健全化への貢献を目的とするものであり、今後は、提供される会計情報の有用性やその活用の在り方が課題となるものと考えられる。この点、財政制度等審議会において、18年6月に「公会計整備の一層の推進に

向けて～中間取りまとめ～」、19年6月に「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方について」が取りまとめられるなど、財務書類の活用等に向けた議論が活発化していることが注目される。

一方、財務書類の活用による財政活動の効率化・適正化については、その限界も指摘されている。例えば、「公会計に関する基本的考え方」では、「各国政府関係者からのヒアリング調査では、(中略)個別の予算効率化には寄与するものの、予算配分の決定やマクロ的な財政規律の確保とは必ずしも結びつかないとの指摘もあった」とされている。このほか、「財務書類の分析によって国の予算が直ちに効率化されるということが期待されるものではない」との指摘もある<sup>13</sup>。もちろん、このことにより公会計整備の意義が否定されるものではなく、引き続き財政活動の効率化・適正化に資する会計情報の提供が望まれるところである。しかし同時に、公会計の整備に過大な期待を寄せることも慎まなければならないものと考えられる。今後、各省庁における政策評価や予算編成過程はもちろん、国会における決算審査等も含め、提供された会計情報の有効活用に向けた地道な取組が積み重ねられ、その有用性と限界が次第に明確になることが期待される。

我が国における公会計の整備はまだ緒についたばかりであり、その活用方法や公表時期の問題を始めとして課題<sup>14</sup>は残されている。今後とも、その在り方について注視していきたい。

<sup>1</sup> 財政制度等審議会「公会計整備の一層の促進に向けて～中間とりまとめ～」(平18.6)1頁

<sup>2</sup> 民間企業の経営の考え方・手法を公共部門に導入することにより、公共部門の効率化・活性化を図ろうとする考え方。

<sup>3</sup> 参照、財政制度等審議会「公会計に関する基本的考え方」(平15.6)

<sup>4</sup> 15年1月には、財務省主計局内に「公会計室」が設置され、それまでは個別に取り組まれてきた公会計に係る課題に一元的に対応する体制が構築されている。

<sup>5</sup> 財政制度等審議会「省庁別財務書類の作成について」(平16.6)101頁

<sup>6</sup> 将来の国民負担については、将来世代の税負担により償還することになる普通国債残高(16年度末で499兆円程度)が一つの目安になる。

<sup>7</sup> 平成16年度の「国の財務書類」における業務費用合計は123兆円程度であるのに対し、16年度歳出決算の総計額は460兆円程度、会計上の重複計上等を控除した純計額は233兆円程度となっているが、これらの数字の違いは、重複計上額等の控除に加え、企業会計の考え方に基づいた場合に借入金の元本償還が費用と認識されないこと、費用に投資支出が含まれず減価償却費が含まれることなどによるものである。

<sup>8</sup> 参照、財政制度等審議会「公会計整備の一層の推進に向けて」(平18.6)4頁以下

<sup>9</sup> 例えば、第166回国会参議院決算委員会会議録第6号17～21頁(平19.4.27)

<sup>10</sup> 参照、財政制度等審議会「公会計整備の一層の推進に向けて」(平18.6)5頁、東信男「省庁別財務書類の課題と展望」『会計検査研究』第33号289頁(会計検査院 平18.3)

<sup>11</sup> 16年度決算に係る「国の財務書類」は18年8月に公表されている。

<sup>12</sup> 第166回国会参議院決算委員会会議録第11号(平19.6.11)

<sup>13</sup> 財政制度等審議会「公会計整備の一層の推進に向けて」(平18.6)14頁

<sup>14</sup> 本稿で取り上げたほか、財務書類の法的位置付けや公会計に係る会計基準の設定機関の一元化といった課題が指摘されている。参照、東信男「省庁別財務書類の課題と展望」『会計検査研究』第33号289頁(平18.3)